

平成29年 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成29年10月 川崎市人事委員会

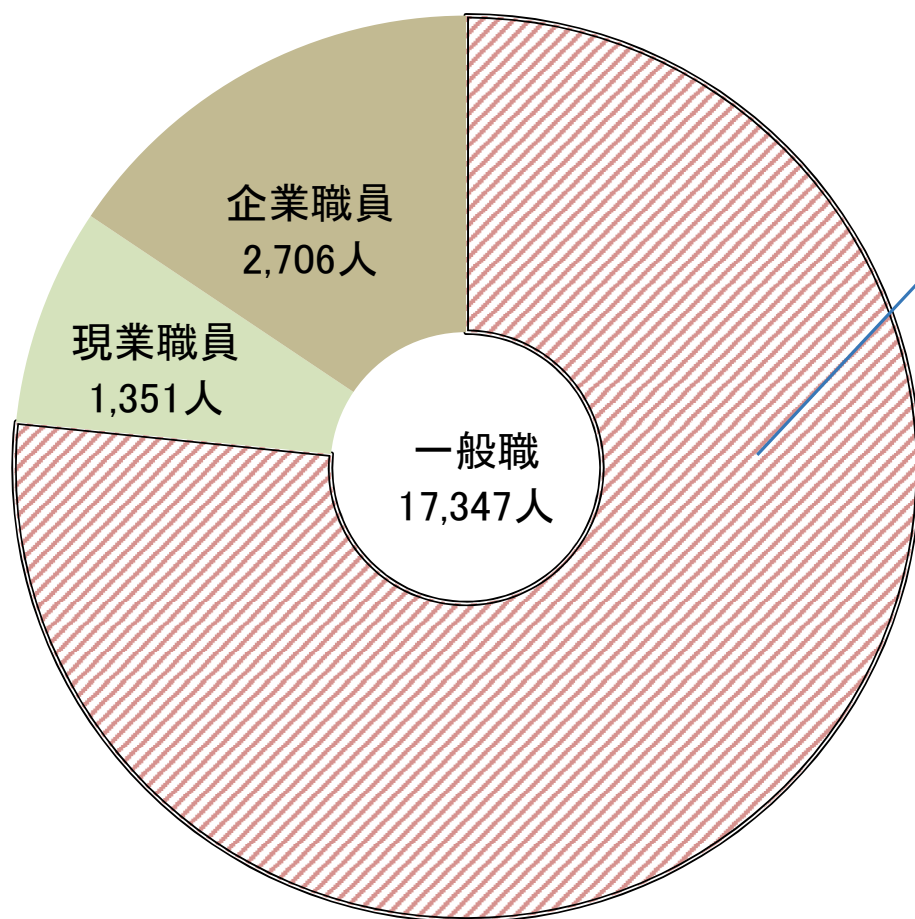
目 次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の流れ	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 本年の勧告のポイント	4
⑤ 民間給与との較差	6
⑥ 民間の特別給与との較差	7
⑦ モデル給与例	8
⑧ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)	9

① 給与勧告の対象職員

川崎市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、一般職の川崎市職員17,347人のうち、「川崎市職員の給与に関する条例」の適用を受ける非現業職員13,290人です。

企業職員及び現業職員は、職務の内容が民間の同種の事業に類似していることから、その勤務条件の決定方式について、他の地方公務員とは異なります。これらの職員は、団体協約締結権を含む団体交渉権が認められており、労使交渉によって給与を決定しています。



給与勧告対象

非現業職員

13,290人

・給料表別勧告対象職員数(平成29年4月1日時点)
非現業職員

給料表	職員数	職員の例
行政職(1)	5,967	一般の行政職員
医療職(1)	20	医師
医療職(2)	536	看護師、獣医師
大学教育職	28	教授
高等学校教育職	318	高校教諭
義務教育諸学校教育職	5,013	小中学校教諭
消防職	1,408	消防士
合計	13,290	

・勧告対象外職員
現業職員

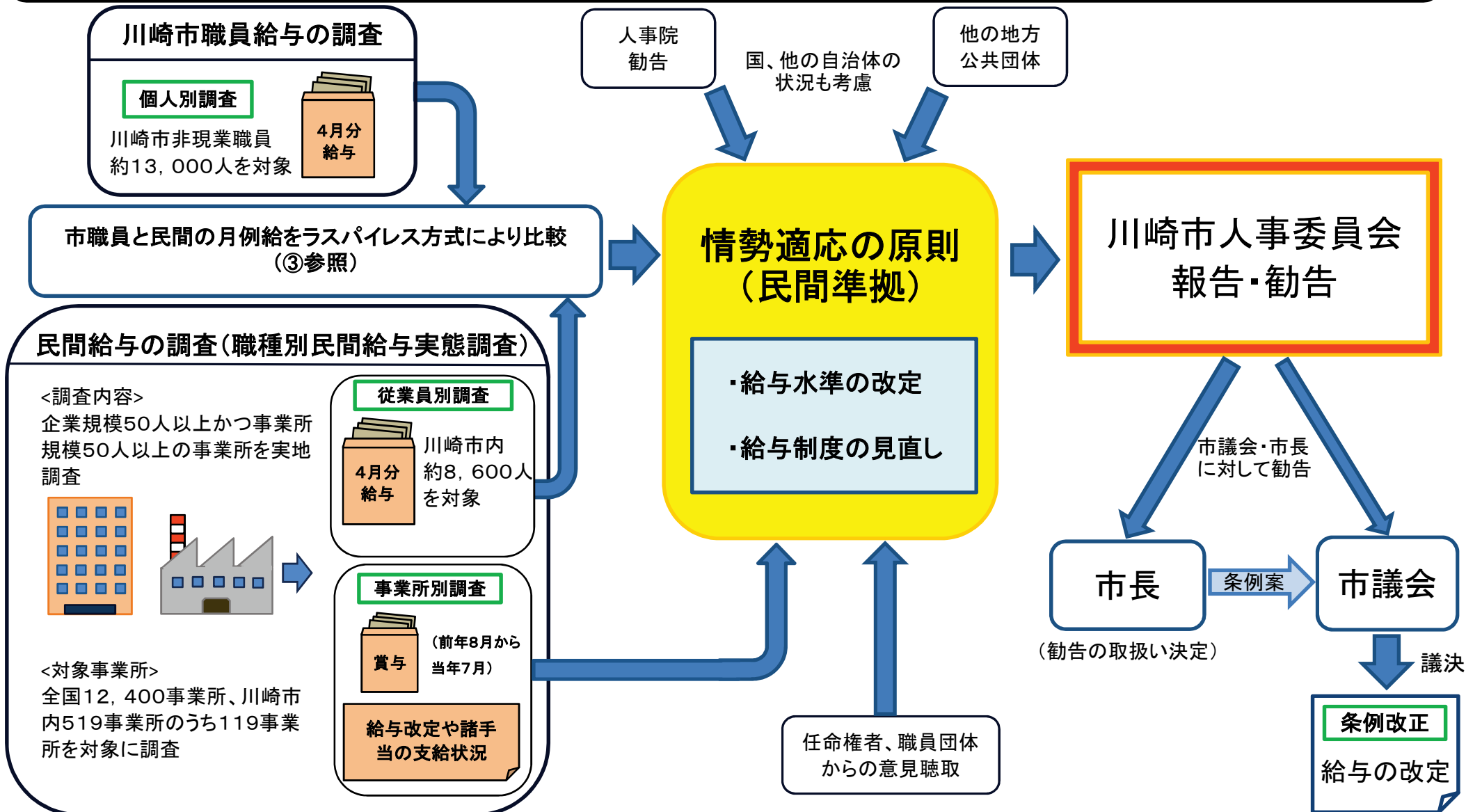
給料表	職員数	職員の例
行政職(2)	1,351	ごみ処理作業員

企業職員

給料表	職員数	職員の例
上下水道企業職(1)・(2)	966	上下水道事業職員
交通企業職(1)~(3)	482	市営バスの運転手
病院企業職(1)~(4)	1,258	市立病院の医師
合計	2,706	

② 給与勧告の流れ

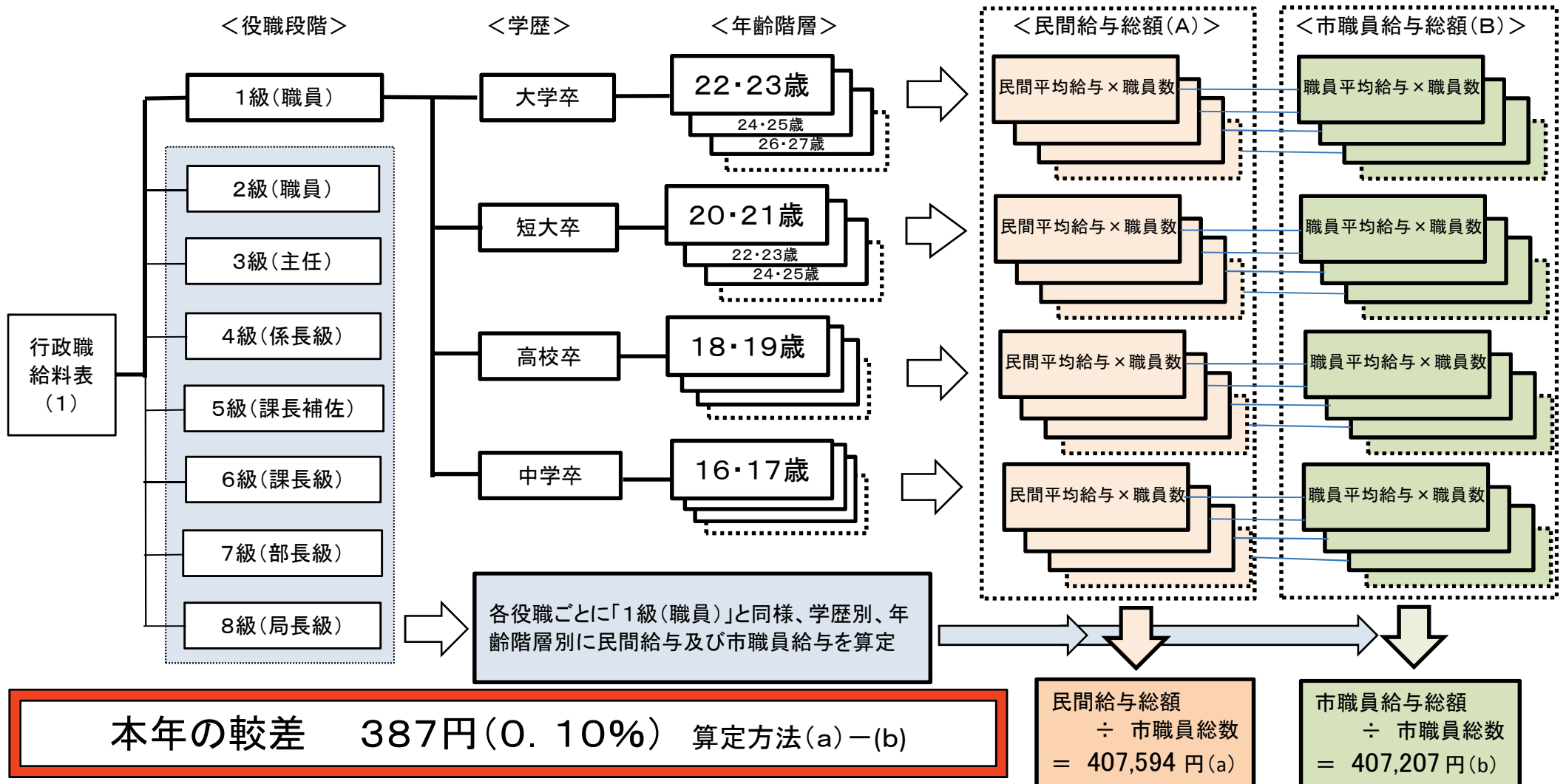
人事委員会では、例年、市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
また、期末・勤勉手当についても、民間の特別給(ボーナス)の前年8月から当年7月までの支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に市職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

民間給与と市職員給与を比較するにあたって、それぞれの平均給与額で単純に比較を行うと、役職段階、学歴、年齢構成が異なることから、精密な比較をすることができません。このため、民間給与との比較方法としてラスパイレス方式を採用しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較します。



④ 本年の勧告のポイント

1 民間給与との比較

月例給

川崎市職員給与については、4月時点で、民間給与を **387円(0.10%)** 下回っており、当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げを行うこととする。

民間給与(A)	市職員の給与(B) (平均年齢 41.8歳)	較差(A)-(B) $((A-B) \div B \times 100)$
407,594円	407,207円	387円 (0.10%)

期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数 **(4.30月分)** が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合 **(4.39月分)** を下回っているため、支給月数を引き上げることとする。

民間の支給割合(A)	市職員の支給月数(B)	較差(A)-(B)
4.39月	4.30月	0.09月

2 本年の給与改定

給料表

(1) 行政職給料表(1)

較差を解消するため、平均改定率を0.10%として引上げ。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、初任給を700円引き上げ、若年層についても同程度の引上げを行い、その他については200円を基本に引上げ。

(2) その他の給料表

行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ。

(3) 再任用職員の給料月額

再任用職員について、行政職給料表(1)において再任用職員の係長級、課長補佐及び課長級の給料月額を、現役職員の初号給の給料月額と同額まで引上げ。また、行政職給料表(1)以外の給料表についても現役職員の初号給の給料月額を下回っているものは、初号給の給料月額と同額まで引上げ。

初任給調整手当

国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討。

期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月引き上げ、4.40月とする(現行4.30月)。

その他手当

(1) 扶養手当

配偶者及び父母等に係る手当額は7,000円、子に係る手当額は10,000円とする。

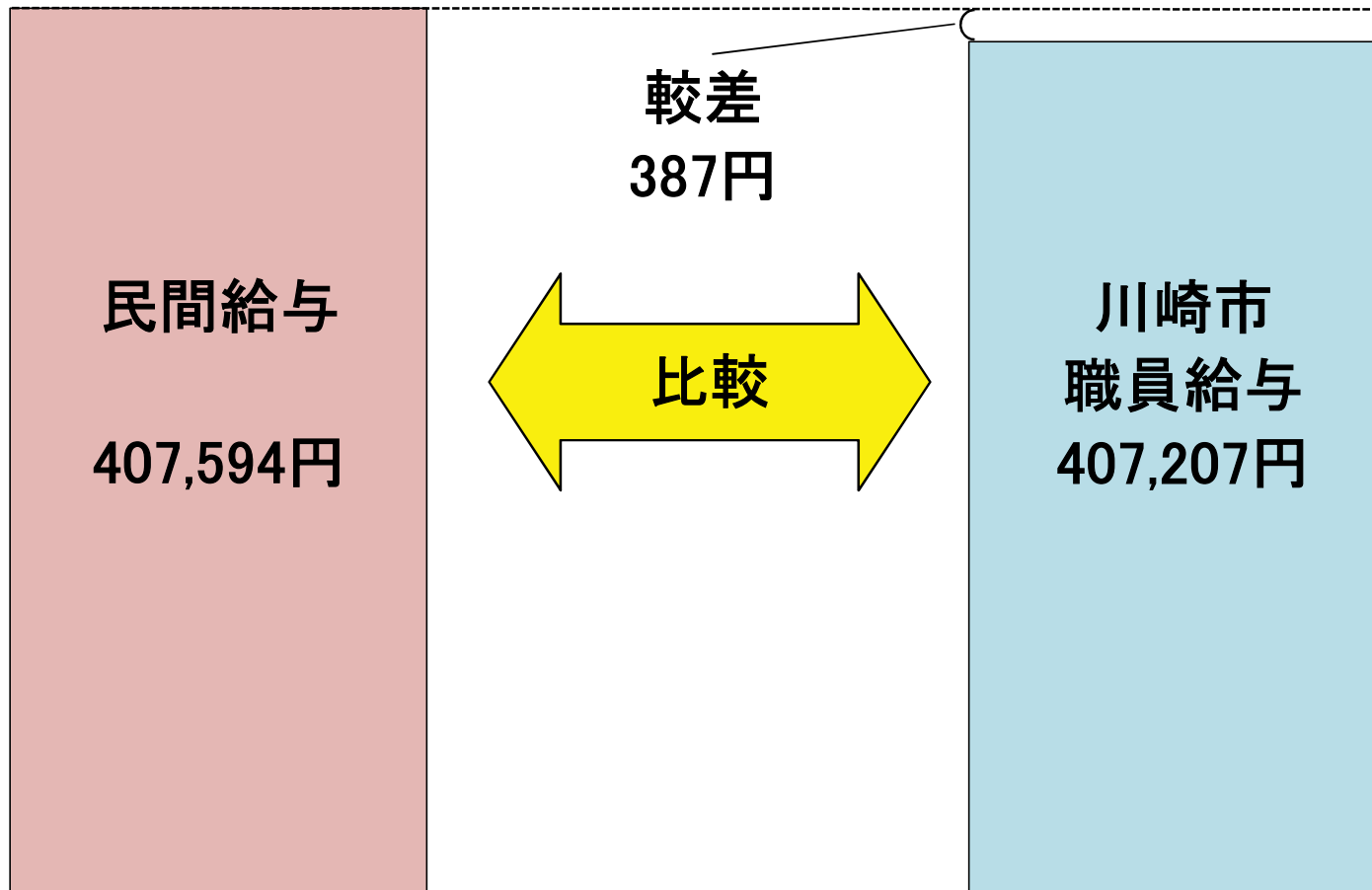
職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を11,800円とする取扱いを廃止する。

(2) 住居手当

30歳までの職員に対する手当額を25,200円とし、31歳以上40歳以下の職員に対する手当額を16,500円に据え置き、41歳以上の職員に対する手当額を10,000円とする。

⑤ 民間給与との較差

川崎市職員給与については、平成29年4月時点で、民間給与を387円(0.10%)下回っていることが判明した。



⑥ 民間の特別給との較差

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.30月分)が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合(4.39月分)を下回っていることが判明した。

民間特別給

4. 39月

比較

川崎市職員
期末・勤勉手当
4. 30月

⑦ モデル給与例

職務段階	年齢	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係 員	30歳	配偶者	287,300円	4,645,000円	288,100円	4,686,000円	41,000円
係 長	40歳	配偶者、子2	426,100円	6,977,000円	426,300円	7,022,000円	45,000円
課 長	50歳	配偶者、子2	609,500円	10,015,000円	609,700円	10,080,000円	65,000円
局 長	58歳	配偶者	747,200円	12,528,000円	747,400円	12,614,000円	86,000円

(注)1 モデル給与例の月額、給料、扶養手当、地域手当(16%)及び管理職手当(局長は1種、課長は8種)を基礎に、年間給与は、これらに加え、期末・勤勉手当を基礎に算出した。

(注)2 額については、月額は百円未満を、年間給与及びその差は千円未満を四捨五入している。

⑧ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)

平成20年から本年までの川崎市の給与勧告の状況は下表のとおりです。

川崎市職員の給与は、平成20年から平成25年まで年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、民間における賃金の引上げを図る動きを反映して、4年連続で年間給与が増額となりました。

勧告年次	月例給		期末・勤勉手当		行政職(1)職員の平均年間給与	
	改定率	改定額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成20年	-	-	4.50月	-	-	-
平成21年	△0.19%	△784円	4.15月	△0.35月	△157,000円	△2.31%
平成22年	△0.17%	△706円	3.95月	△0.20月	△93,000円	△1.42%
平成23年	△0.20%	△813円	3.95月	-	△13,000円	△0.20%
平成24年	-	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.29%	1,192円	4.10月	0.15月	80,000円	1.24%
平成27年	0.32%	1,310円	4.20月	0.10月	62,000円	0.94%
平成28年	0.13%	516円	4.30月	0.10月	49,000円	0.74%
平成29年	0.10%	387円	4.40月	0.10月	48,000円	0.72%

(注) 表中「-」で記載されている箇所は、その年に月例給又は期末・勤勉手当の改定がなかったことを示します。